

## 理事会運営規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、定款第 27 条の規定に基づき、日本水産工学会（以下、本会）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### (理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年 2 回以上、定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

### (理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事で組織する。

### (招集者)

第 4 条 理事会は会長が招集する。

2 第 2 条 3(2)による場合は、臨時理事会の招集を要請した理事が、同条 2(3)による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第 2 条 2(2)又は同条 2(3)に該当する臨時理事会の請求があった場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

### (招集通知)

第 5 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、その通知を発しなければならない。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (理事会の議長)

第 7 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(遠隔会議)

第 7 条 理事会への遠隔会議システムによる出席も可能とする。この場合は当該理事の出席方法を議事録に明記する。

2 前項の遠隔会議において、遠隔出席者の責任の下で遠隔会議システム等から届く音声、映像、及び遠隔出席者自身の発言内容の漏洩に対して防止措置を講じるものとする。

(定足数)

第 8 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第 9 条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 10 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときには、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 89 条に規定されるものであり、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 12 条 理事会が必要を認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則  
第 15 条で定めるところに拠り、書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び  
監事は、これに記名押印しなければならない。

(決議事項)

第 14 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 代表理事ならびに業務執行理事の選定、解職
- ハ 総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ヘ 事業計画書及び計算書類、ならびに事業報告書とこれらの附属明細書などの承認
- ト その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 理事会の決議よって改廃すべき規程の制定、変更及び廃止
- ロ 会長、副会長の選定、解職
- ハ 委員会の設置、運営に必要な事項の決定
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告の義務及び省略)

第 15 条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したとき、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(改 廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2024年度の総会終了後から施行する。

